

第24期 第40回大津市農業委員会定例総会議事録

1 開催日時 令和5年7月13日（木）14時00分から15時10分

2 開催場所 大津市役所新館7階特別会議室

3 出席委員（17名）

1番	高谷	久美子	委員
2番	宇野	幸太郎	委員
3番	大伴	四郎左衛門	委員
4番	橋本	正和	委員
5番	安井	善次	委員
6番	山本	公彦	委員
7番	田中	謙一	委員
8番	西村	博	委員
9番	森元	直紀	委員
10番	西村	正明	委員
11番	森田	康裕	委員
12番	横山	成治	委員
13番	松尾	比古敏	委員
14番	正田	富美子	委員
15番	上坂	雅彦	委員
16番	服部	みさ子	委員
17番	槌田	昌子	委員

4 欠席委員（1名）

18番 三田村 美江 委員

5 説明員（0名）

6 傍聴人（0名）

7 議事日程

議案第154号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第155号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第156号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第157号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認および農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第158号 農地法第4条第1項の規定による許可申請および農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第218号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第219号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第220号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第221号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

8 事務局

事務局長、事務局次長、係長、主査、主査

9 議事概要

事務局長 それでは、第24期第40回大津市農業委員会定例総会を開会いたします。最初に、大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。

斉唱につきましては、番号順となっております。本日は、5番安井善次委員に斉唱いただきます。以降、一斉にご唱和ください、お願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 どうもありがとうございました。ご着席ください。

それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっており、南部選出副会長であります松尾比古敏委員にお願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして、今定例総会の成立についてご報告申し上げます。

本日は、三田村委員が所用のため欠席されておられます。

ついては、在籍委員18名のうち、ただいま出席委員は17名でございますので、在任委員の過半数に達しており、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本定例総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めますとともに、次に会長からご挨拶をいただきます。会長、お願いいたします。

会 長 <会長挨拶>

副会長 ありがとうございます。

それでは引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、日程に従いまして始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言に当たっては挙手し、氏名を述べていただいた上で発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますようよろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

9番 森元 直紀 委員

10番 西村 正明 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第154号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定、移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いいたします。

No.1の北小松とNo.2の北比良につきまして、地元委員よりご意見をお願いします。

委 員

No.1につきましては、6月28日10時半から私と推進委員、申請人、そして申請人のお父さんで現地を確認いたしました。

現況については畑作ができる状況にもなっていますし、その上、先ほど事務局から話があったように既に2枚ほどは所有され、水稻の耕作をされているという状況、なおかつもう少し離れたところにずっと放置されていた土地があったんですが、それも現地を確認したところ畑作が可能な状況にきちんとされておりましたので、これについては全く問題がないかと思えます。

その次、No.2でございますが、これは6月30日に私と推進委員、そして申請者の3人で立会をいたしまして、これも不耕作地だったところを耕うん作業がされて畑作ができるような状況にはなっております。なおかつ初めての経験ということなのですが、面積的にも僅かな面積でちょうどしやすいところで、ほかの農地に何ら支障を来すことは全くなく、承認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No.3の和邇今宿につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委員

私と推進委員と代理人で現場を確認しました。

前回か前々回にもこの譲受人と譲渡人でやり取りがあったかと思いますが、この譲渡人がお一人で、お子さんもいらっしゃらなくて、旦那さんも数年前に亡くされて財産整理をされているということで、これとはまた別に農地もたくさん所有されているので整理でき次第、徐々にこういう形が出てくるのかなと感じていますし、〇〇さんにお話を聞いたところ、そのようにもおっしゃっていましたので、今後も続く可能性が十分に考えられるということです。

今回についても特段、写真を見ていただいたら分かるように草がぼうぼうというわけでもなくきちんと木が生えていたら木を切った状態、撤去する形で整理もきちんとされているので問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、No.4の葛川坂下町とNo.5の伊香立生津町につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委員

No.4の葛川坂下町の件ですけれども、7月8日に現地立会いに行きまして、写真で見るとまわりは山です。もともと田んぼだったところが減反対策が始まったときに植えられたため、山になっています。この田んぼだけが残っていて、まわりには購入される〇〇さんの土地がありますし、ここにシソとかコンニャクイモなど、なるべく獣害の少ないものを植えたいということでしたので、よろしくお願ひいたします。

No.5の伊香立生津町、筆がたくさんありますけれども、譲渡人は1人で相続人もおらず、先ほど話があったように財産整理をしていくということで今回話がまとまったということです。譲受人については、ほとんど〇〇さんは作っておらず、現在作っておられる方に耕作してもらおうということですので問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、No.6の千野3丁目につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委員

この土地は、事務局からの説明どおり6月25日、推進委員と現地調査を行いました。

譲渡人は2人姉妹の長女で、父の死後、相続により畑を取得しましたが、〇〇在住ということもあり農業経営をすることができないために、父の弟に

贈与されます。弟は現在84歳なのですが、お父さんの死後、承継者が不在のため農業経営を引き継ぐことにしましたと言っておられました。審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、No.7の枝2丁目、No.8の枝1丁目につきまして、地元委員よりご意見をお伺いします。

委員

No.7、8ですが、現況を見ていただくと分かるのですが、31ページのほう、これはNo.8に該当するのですが、この土地につきましては2年ほど前に今の借受人が以前に買われた土地です。この写真でいくと耕作されていません。現在、田上の圃場整備が一旦止まっています。その関係上、耕作されていないという形になっています。

そして、No.7ですが、ここにつきましては〇〇さんの親戚に当たる方の土地で、この近辺に〇〇さんの土地がまとまっているので交換するという形で、私どもが現地確認をさせていただいたのが7月5日、私と推進委員と〇〇さんで確認をさせていただいており、親戚同士ということもございますので、その辺についてはしっかりするようにということは申しておきましたので何ら問題はないかと思えます。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、No.9の平野2丁目、No.10の堂1丁目につきまして、〇〇委員よりご意見をお伺いします。

委員

このNo.9の案件は、去る6月29日に譲受人、推進委員、そして私の3名で立会いを行いました。

この畑は従来から譲渡人が耕作されていたんですけども、高齢のために耕作に困っていたというところに、譲受人が1年ほど前にここの隣の家に引っ越しをされてきて、畑も引き継ぎたいということでの売買が成立したということです。引き続き、野菜を作られておりますので、全く問題ないかと思えます。よろしく審議のほどお願いします。

それから次、No.10のこの案件なんですけれども、これは7月3日に譲受人、それから司法書士事務所の司法書士と、それから〇〇氏、推進委員、それから私の5名で立会いを行いました。

この畑は、譲渡人が遠方に住まわれているために、現在も譲受人が畑の管理を委託され、将来にわたって畑の管理が困難ということで今回売買されるということになり、営農面では畑を続けていかれるということで特に問題ないかと思えます。

しかし、eMAFF現地確認アプリと照合しますと土地の〇〇番のほう、この地図に書いていますけれどもこの〇〇番が申請の位置とeMAFFの現

地確認アプリとが不一致となっております。そこで関係者にいろいろ調査を依頼しておりますけれども、現時点では正確な情報が得られておりません。

本日夕方、近隣の地権者間で情報というか確認調整をされるということになっております。

この売買については特に問題ないと思います。eMAFFとの地番のずれというところはありませんけれども、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
それでは、何かご意見、ご質問がありましたら。

(なしの声)

議長 ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
それでは、No.1について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第154号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第154号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することにいたします。
No.3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第154号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。
続きまして、No.4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第154号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.4は許可することにいたします。
続いて、No.5について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第154号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.5は許可することに決定いたします。
No.6について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第154号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.6は許可することに決定いたします。
続きまして、No.7について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第154号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.7は許可することに決定いたします。
続きまして、No.8について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第154号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.8は許可することに決定いたします。
No.9について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第154号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.9は許可することに決定いたします。
続きまして、No.10について賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第154号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.10は許可することに決定いたします。
では続きまして、議案第155号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、6月23日に実施いたしました現地調査は一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査内容についてご報告をお願いいたします。

委 員 まず、1番の伊香立でございますが、もともと不耕作地であったところを結局住宅地に転用され、簡単に言えば耕作地の解消ができており、しかも写真を見ていただいたらお分かりのように他の農地があるわけでもなく全くそういう面では不耕作地の解消だけで非常にいい状況になったと言えますので問題はないと思います。

2番ですが、これもうしろの農地にもきちんと通路ができておりまして何ら問題はないと感じますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、地元委員のご意見をお伺いします。

No.1の伊香立下在地町につきまして、地元委員からご意見をお伺いします。

委 員 今、事務局並びに一日立会委員より説明がありましたとおり、この土地のまわり、西のほうは家で、農地もありません。もともと荒れていたというか草原みたいなところで畑をされていたのですが、今回隣に家を建てられた方が貸してもらうことから転用ということになりましたので、どうぞよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、No.2の北大路3丁目につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委 員 この案件も、事務局より説明があり、一日立会委員がおっしゃったとおり宅地と一体利用されており何ら問題はない案件だと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議 長 ありがとうございます。

それでは、何かご意見、ご質問はございますか。

(なしの声)

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

No.1につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第155号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第155号 農地法第4条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
続きまして、議案第156号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりました。
6月23日に実施していただきました現地調査は、一日立会委員に調査していただきましたので、農地法第5条の農地転用許可基準から見た審査状況についてご報告をお願いいたしたいと思えます。

委 員 1番ですが、令和元年くらいに申請されたものの、農地に違法な土砂が入っていてそれを撤去するという作業をきちんと行うことという、農業委員会の指示について承知してくれて、今日きちんとできたので全くこれはもう問題ないと思えますので、よろしくをお願いいたします。
その次の2番の和邇の案件ですが、これも水路などの問題については全く問題ないのですが、懸念があるとすれば地図上で出っ張っている部分が若干住宅のほうにあり、出っ張っている部分の土地から水がその隣の住宅地に流れない、あるいは山林に流れないようにしてくださいというようには申し上げておりましたが、そのぐらいの懸念であり、あとは何ら問題ございませんので、どうかよろしくご承認いただきたいと思います。

議 長 No.3は顛末案件になり、一日立会委員の現地調査は省略させていただきましたので、よろしくお願ひします。
それでは、No.1につきましては一日立会委員が地元委員でもありますのでご報告されたとおりです。ありがとうございました。
続きまして、No.2の和邇南浜につきまして、地元委員にご意見をお伺ひします。

委 員 この農地につきましては、昔から私のところが耕作していました。非常に深い農地で、よくはまっていたのですが、水稻以外に作れるものが特にな

ようなところで、今回こういう話が来たというので、地権者の方により機会ではないかという相談もさせてもらいました。

周辺農地に関しても農道を挟んでいますし、先ほど言われたように地盤の高さも周りに影響がない程度に抑えてほしいという話をしていましたので、別段問題はないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。
 No.3の千野3丁目につきまして、地元委員よりご意見をお伺いいたします。

委 員 ここにつきましては事務局の説明どおり、6月25日、推進委員と現地に行きました。現場は〇〇さん宅の真裏で〇〇さんのところに行く入り口で、もともとは畑でありましたけれども今は雑種地、車を止められるように露天駐車場として利用されております。
 内容は、〇〇さんが相続されて、〇〇さんに贈与したという中身でございます。問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお伺いいたします。

議 長 ありがとうございます。
 それでは、何かご意見、ご質問がありますか。

(なしの声)

議 長 ご意見等もないようですので、お諮りいたします。
 No.1につきまして許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第156号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。
 続きまして、No.2につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第156号 農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。
 No.3につきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第156号 農地法第5条第1項の規定による許可申

請No.3は許可することに決定いたします。

では続きまして、議案第157号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認および農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたしますが、それぞれ場所が共通していることから通常の許可申請とは別の議案としてさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、こちらの議題につきましても一日立会委員より現地調査をしていただきました。

農地法第4条の農地転用許可基準から見た調査状況についてご報告をお願いいたします。

委 員 1、2とも隣同士なので同じ内容でございます。もともと草原で、取りあえず不耕作地で困っていたところ、現場事務所になって、今度貸露天駐車場に転用ということで耕作地に解消にもつながっていますし、あと周囲の農地に悪影響を及ぼすこともございませんのでご承認をいただければと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員のご意見をお伺いします。
No.1及びNo.2について、地元委員よりご意見をお伺いします。

委 員 今、事務局並びに一日立会委員より説明等があったように、本来ですと7月31日で農転の期限が切れることになっております。だけど、新名神の工事が2年余り続く予定になっておりますので、5条の申請をされていたのを一旦切り、4条で転用の申請をしたいということで個人が申し出られたという形になります。

よって、議案書の6ページにありますように、農地に復元せずにそのまま返却するという形になりますので、後々は工事等が終了しても貸露天駐車場に転用するとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。
説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はありますか。

事務局 補足ですが、先ほど私が経過を説明しましたが、85ページのほうには事情書ということでもう少し詳しいものを添付しています。

それぞれNo.1、No.2ということで、場所といたしますかNo.1は右側、No.2が

左側なんです、文章については似た形でございますが過去の事情、それと先ほど申しましたようにもともと5条の許可申請でありましたが、その後、先ほど地元委員からもありましたとおり新名神の工事に伴う現在の5条の一時転用、その経緯、それと今回はまた期限が来ていることから、今後は4条での永久転用を認めていただきたいという事情書を添付していただいておりますので、補足させていただきます。

以上です。

議 長 ほかにご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 それでは、ご意見もないようですので、お諮りいたします。

なお、今回の案件につきましては、(1)農地転用許可に係る事業計画の変更承認についてのNo.1、続いて(2)農地法第4条第1項の規定による許可申請についてのNo.1を順に採決していただくことといたします。

続いて、(1)農地転用許可に係る事業計画の変更承認についてのNo.2、続いて(2)農地法第4条第1項の規定による許可申請についてのNo.2を順に採決していただくこととします。

それでは、(1)農地転用許可に係る事業計画の変更承認についてのNo.1について計画の変更を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、事業計画の変更承認を賛成といたします。

続きまして、(2)農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、許可することと決定いたします。

よって、議案第157号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認および農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1については許可することといたします。

続きまして、(1)農地転用許可に係る事業計画の変更承認No.2について計画の変更を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、農地転用許可に係る事業計画の変更承認No.2については

承認することといたします。

続きまして、(2)農地法第4条第1項の規定による許可申請No.2について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 よって、議案第157号 農地転用許可に係る事業計画の変更承認および農地法第4条第1項の規定による許可申請No.2については許可することに決定いたします。

では続きまして、議案第158号 農地法第4条第1項の規定による許可申請および農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それぞれ場所が共通していることから、通常の許可申請とは別の議案とさせていただきます。それでは、事務局の説明を求めます。

<事務局、資料に基づき説明>

議 長 説明が終わりましたので、こちらの議題につきましても一日立会委員よりご意見をお伺いいたします。

委 員 ここについては公共事業で整理ができるということでございますし、本来であれば放置されるようなところですが、幸いにもこういうことなのでよかったと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、地元委員の意見ですが、こちらの議題については私が地元委員ですので意見を述べさせていただきます。

今回の小田原町の件につきましては、4条、5条、同じ土地ですが、土地の相続人が4名おられ、それぞれ持分ということでこの特定、何番地がこの人のもの、ということではなく、全体の相続土地を何分割と持分で決められていたものですからそれが特定できないということで、両方とも4条、5条という形でされたということです。

県道が新しく造られるところに土地があり、立会につきましては一日立会委員と県の土木事務所でさせていただきました。

特に大きな問題はなく、土地を埋め立てるという形を取っており何の問題もないと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、何かご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

(1)農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 続きまして、(2)農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

<採 決>

議 長 挙手全員により、議案第158号 農地法第4条第1項の規定による許可申請および農地法第5条第1項の規定による許可申請については一括して許可することに決定いたします。

では、ここで農地係の案件、議案の審査を一旦終了いたします。

続きまして、報告案件です。

報告第218号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告第219号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、報告第220号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告第221号 農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について、以上、一括して事務局の報告を求めます。

<事務局、資料に基づき報告>

<事務局、資料に基づき集計報告>

議 長 ありがとうございます。
ただいまの報告についてご意見、ご質問はありますか。

(なしの声)

議 長 ご質問等もないようですので、以上をもちまして一旦報告案件を終了いたします。そのほか何かありましたらお願いいたします。

事務局 <事務局、報告>

議 長 ほかに何かありましたら。

<質疑・応答>

議 長 それでは、これもちまして総会を終了いたします。ありがとうございました。

議事録署名委員

議 長（横山 成治 委員） 印

委 員（森元 直紀 委員） 印

委 員（西村 正明 委員） 印